

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

小樽市

2 構造改革特別区域の名称

福祉のまちづくり推進特区

3 構造改革特別区域の範囲

小樽市の全域

4 構造改革特別区域の特性

障がいのある人も家庭や地域で通常の生活ができるノーマライゼーション社会の実現のためには、障がい者のおかれている現状と社会情勢の変化を見据えたきめ細やかな施策の展開が求められている。また、障がい者自身や介護者の高齢化、障がいの重度・重複化などによりそのニーズも多様化してきている。

こうしたことから、小樽市においては、こうした基本認識を踏まえ、だれもが住み慣れた地域で豊かに暮らしていける社会づくりを目指すとともに、障がい者の自立を支援するため、「小樽市障害者計画」(平成10～19年度)を策定し、「市民と歩む 21世紀プラン(小樽市総合計画)」(平成10～19年度)との整合を図りながら、その施策を展開し、豊かな社会づくりを目指しているところである。

また、子どもの健全育成を推進するため、「小樽市児童育成計画(エンゼルプラン)」を策定し、その中で障がいのある子どもにとって望ましい成長、発達を促す支援策を推進しているところである。

<市民とともに歩む 21世紀プラン(小樽市総合計画)>の基本構想

誰もが住み慣れた地域で、自立して生活できる福祉社会の実現に努めるとともに、生涯にわたって、健康で安心して暮らせるふれあいのまちをめざします。

<小樽市障害者計画>の基本目標

障害のある人が暮らしやすい社会を実現するためには、障害者自身が自由に社会参加できるよう、また地域の中で自立した生活が可能でなければなりません。小樽市障害者計画は、次の3つを基本目標として掲げ、各関係機関や障害者団体との連携を図りながら、豊かな社会の実現のために各種施策を推進します。

1) 障害者のライフステージの確立

障害者は1人の人間として尊重され、自らも主体的に社会に参加し、自立した生活が可能でなければならず、そのため、乳幼児期、学齢期、青・壮年期、高齢期のライフステージにおいて広範な要望に応え、その生活スタイルが確立されるよう支援します。

2) 機会均等な社会づくり

障害者を取り巻く社会環境の中に存在する様々な障壁（バリア）を取り除き、障害のある人もない人も同じようにあらゆる活動に参加できる機会がもてるよう支援するとともに、障害のある人が主体的に社会参加できるよう支援します。

3) ノーマライゼーション社会の実現

市民1人ひとりが障害者を取り巻く諸問題を共通の課題であると認識し、その課題の解決に取り組むことにより、ノーマライゼーション社会の実現をめざします。

こうした中、小樽市においては発達の遅れや障がいのある乳幼児療育機関として「さくら学園」（知的障害児通園施設）、「子ども発達支援室（児童デイサービス事業）」、「幼児ことばの教室」を運営し、各施設の機能に応じた療育・相談事業を実施している。

「小樽市障害者計画」策定にあたって行った実態調査では、乳幼児の療育・相談窓口の一元化＝総合センター化の要望が強く出されており、各施設の機能を一元化するための検討を進めている。

検討内容は、「さくら学園」の通園事業を地方自治法244条の2第3項に定める指定管理者に行わせ、民間法人のノウハウや弾力的な運営形態を導入することにより、利用者へより一層きめ細やかなサービスを提供しようというものである。さらに、「さくら学園」の相談機能と「子ども発達支援室（児童デイサービス事業）」、「幼児ことばの教室」の療育指導業務を一元化し、児童デイサービス事業施設として「（仮称）小樽市こども発達支援センター」の開設を進めている。

この計画は、平成16年7月スタートを目前に、現在、利用者や関係機関との調整を進めているが、小樽市の障がい児療育体制の充実が一層図られるものと期待されている。

5 構造改革特別区域の意義

障がい者に対する施策の基本となる「小樽市障害者計画」に基づき、障がい者が住み慣れた地域で、自立した生活が送れるよう、障がいの種類や程度、それぞれのライフステージに応じたきめ細やかな施策を展開するとの方針が掲げられており、小樽市では障がい児療育体制の充実の一環として本特区を設定するものである。

本市においては、知的障がい児通園施設1カ所、重症心身障がい児施設2カ所設置されており、これらの施設内の調理室において、施設職員による食事提供を行うという制度上の規制を緩和することにより、調理専門事業者の活動の場を広げることが可能になるとともに、専門業者への委託によって安全で良質な食事を安価に提供が可能となり利用者の満足感を高めることが可能となるものである。

本特例措置の適用を受けようとしている実施主体では、類似施設との契約実績などを踏まえて調理専門事業者と契約を締結することとしているが、アンケート調査や嗜好調査を実施し、その調査結果や医師、栄養士の指導に基づき、季節感を盛り込んだバイキング方式のイベント食の実施など障がい児に対する幅広いメニューの提供を図ることとしている。

また、施設運営の面でも様々な点で効率化を図ることが可能となり、節減された時間や労力などを福祉サービスに振り向けることが可能となり、障がい児療育体制の強化に寄与するものである。

なお、本市に隣接する札幌市には、十数社の調理専門業者の本、支店があり、実施主体にとっては、医療施設や介護老人保健施設などとの受託実績などを勘案した上で、業者選定を行う

ことが可能である。

6 構造改革特別区域の目標

「小樽市障害者計画」においては、重度障がい者への取り組みとして、「障害が重くても地域において生きがいのある生活が送れるように、重度障害者の生活の質の向上に重点を置いた施策の展開を図る」こととしており、そのためには、障がい者自らが主体的に社会に参加し、自立した生活が可能となるようでなければならない。

本市において、重症心身障がい児施設等での調理業務を第三者に委託化することにより、安全で豊かな充実した給食の提供を可能するとともに、調理専門業者の豊富な経営ノウハウを活用することにより、調理に関わる経費等の節減を図るものである。

すなわち、施設では時間、経費、職員を福祉サービスの向上に振り向けることが可能となるとともに、特区内においては、将来的に当初計画している実施主体以外の他の施設が追随を検討していることから、障がい者が地域社会の中で自立した生活を営むための事業の拡充が図られることとなり、「小樽市障害者計画」に基づく事業の一層の推進が期待されるものである。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

特に、医療法に規定されている病院としての必要人員の他に多数の福祉職員を配置しなければならない重症心身障がい児施設等において、調理業務の外部委託によりもたらされる社会的、経済的な効果は非常に大きいと言える。

調理専門事業者は大量一括購入により、良品質・低コストの食材の調達が可能であることから、外部委託によって施設運営経費の面で節減を図ることができるとともに、固定の施設職員だけではメニューに偏りが見られるところ、調理専門業者における各種資格を保有した人材と、蓄積された食の提供に関するノウハウによって、栄養学に基づいたバリエーションが豊かなメニューの提供が可能となるものである。

施設運営者にとっては、調理業務を専門業者に任せることで、それに関わる労務、時間、経費を効率的に活用することができ、福祉職員の質の拡充がなど本来の福祉サービスの向上や入所者のクオリティ・オブ・ライフの向上につなげることが可能となる。

さらには、差益を利用した施設職員の増員にあっては、地域雇用の促進に寄与するものである。

調理業務の外部委託による施設の経済効果

(社会福祉法人恩賜財団済生会支部北海道済生会西小樽病院 重症心身障害児施設
みどりの里の場合)

直営の調理業務経費	73,330,740円
調理業務委託料	57,743,000円
差 額	15,587,740円

8 特定事業の名称

909(917)障がい児施設における調理業務の外部委託事業

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業
その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

障がい者が住み慣れた地域社会で普通の生活を送るためには、生活基盤である道路、公園等の公共的施設を安全快適に利用することができるよう、障がい者の行動を阻害する障壁の解消（バリアフリー）を図っていく必要がある。

本市では鉄道事業者との連携のもと市内鉄道駅のバリアフリー化を進めるとともに、国の「あんしん歩行エリア」（警察庁、国土交通省）の指定を受け、歩道段差の解消や点字・誘導ブロックの設置など重点的に交通安全施設の整備を進めることとしている。

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特定措置の内容

構造改革特別区域計画（別紙）

1 特定事業の名称

障がい児施設における調理業務の外部委託事業（909）

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内の知的障がい児通園施設及び重症心身障がい児施設

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画の認定の日

4 特定事業の内容

これまで重症心身障がい児施設等において給食の提供を行う場合には、施設が調理員を雇用し、施設内で調理することとされていたが、調理業務を外部の調理専門事業者へ委託し、外部の調理員が施設内の調理室で調理を実施することを可能とするものである。

5 当該規制の特例措置の内容

重症心身障がい児施設等においては、外部委託、施設外調理のいずれも認められていないことから、特区認定後次の項目に特に配慮し、外部委託による施設内調理を行うこととする。

- 1) 施設内の調理室において調理すること。
- 2) 障がい児の特性に応じた食事の提供が行われるよう、障がい児の障害の状況に応じた食材の選定や献立の作成、食事の加工、食材の障がい児への説明などきめ細やかな配慮を行うこと。
- 3) 管理栄養士を配置し、利用者の栄養基準及び献立の作成基準を委託業者に明示するとともに、当該基準どおりに調理されているか、検食するとともに必要な指示を与えること。
- 4) 暖かい家庭的な雰囲気の中で食事が行われるよう環境整備に配慮すること。
- 5) 「障害児施設における調理業務の外部委託事業について」及び「保育所における調理業務の委託について」の各通知に準じた取扱いを行うこと。